

3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）

1. 財務諸表の作成方法について

旧 JBIC の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。ただし、第 8 期事業年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、第 9 期事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 株主資本等変動計算書の作成について

第 8 期事業年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）は株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

3. 監査証明について

旧 JBIC は、第 8 期事業年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）の財務諸表について、証券取引法第 193 条の 2 の規定に準じて、また、第 9 期事業年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）の財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

4. 連結財務諸表について

旧 JBIC は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

5. 当機構が承継しない勘定に係る財務諸表の記載について

旧 JBIC の 2 勘定のうち、当機構が承継したのは海外経済協力勘定のみですが、本「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」においては、当機構が承継していない旧 JBIC の国際金融等勘定、及び海外経済協力勘定と国際金融等勘定とを合算した旧 JBIC の総括財務諸表についても掲載しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日


独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「財務諸表等（民間会計基準）」に揚げられている国際協力銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務にそれぞれ承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金 現 預 け 金	307,253 ⁹ 307,244	1.53	247,064 ⁸ 247,056	1.23
有 価 証 券 株 の 他 の 証 券	104,491 102,934 1,557	0.52	114,302 102,934 11,367	0.57
貸 出 金 付 証 書 貸 付	17,625,525 17,625,525	87.70	17,731,612 17,731,612	88.53
そ の 他 資 産 前 払 費 用 13 未 融 派 生 商 品 金 13 金 算 国 庫 納 付 金 13 概 算 の 他 の 資 産	698,058 590 121,827 553,945 20,661 1,033	3.47	573,641 480 109,788 458,049 3,503 1,819	2.86
有 形 固 定 資 産 11 建 設 資 産 土 地 地 産 定 資 産 建 設 仮 助 産 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	24,537 10,925 12,551 - 36 1,024	0.12	24,527 10,588 12,551 80 170 1,137	0.12
無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア 産 11 リ ー ス 資 産 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,260 3,075 - 1,185	0.02	4,990 4,650 3 337	0.03
債 券 繰 延 資 産 債 券 発 行 費	1,145 1,145	0.00	1,267 1,267	0.01
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	7.65	1,577,509	7.88
貸 倒 引 当 金	203,835	1.01	245,805	1.23
資 産 の 部 合 計	20,098,361	100.00	20,029,111	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 発 行 券 高 10	2,053,373 2,053,373	10.22	2,212,393 2,212,393	11.05
借 入 金 借 入 金	6,972,186 6,972,186	34.69	6,556,346 6,556,346	32.73
そ の 他 負 債 前 払 費 用 10 未 融 派 生 商 品 金 10 金 算 国 庫 納 付 金 10 概 算 の 他 の 負 債	58,860 46,777 6,367 1,885 - 1,829	0.28	58,477 48,943 6,051 1,286 87 2,108	0.29
賞 与 引 当 金	1,035	0.00	1,025	0.00
退 職 給 付 引 当 金	17,215	0.09	17,139	0.09
支 払 承 諾	1,536,922	7.65	1,577,509	7.88
負 債 の 部 合 計	10,637,593	52.93	10,422,890	52.04
株 主 資 本 資 本 金 国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金 海 外 経 済 協 力 勘 定 資 本 金 利 益 剰 余 金 12 そ の 他 利 益 剰 余 金 国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金 海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	9,428,552 8,376,072 985,500 7,390,572 1,052,480 1,052,480 780,375 305,464 33,359	46.91	9,551,985 8,462,272 1,005,500 7,456,772 1,089,712 1,089,712 809,205 487,797 207,290	47.69
評 価 ・ 換 算 差 額 等 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,215 32,215	0.16	54,235 54,235	0.27
純 資 産 の 部 合 計	9,460,768	47.07	9,606,220	47.96
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,098,361	100.00	20,029,111	100.00

【損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
			金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
	経常収益		614,015	100.00	240,733	100.00
資金運用収益		587,965		236,891		
貸出金利息		561,114		230,262		
有価証券利息配当金		15,014		4,264		
預け金利息		11,836		2,365		
役員取引等収益		11,267		3,548		
その他の役員収益		11,267		3,548		
その他の業務収益		113		165		
金融派生商品収益		113		165		
その他の経常収益		14,670		127		
株式等売却益		14,307		-		
その他の経常収益		362		127		
経常費用		384,492	62.62	178,574	74.18	
資金調達費用		342,088		117,788		
債券利息		63,463		33,844		
借入金利息		132,614		54,548		
金利スワップ支払利息		146,010		29,395		
役員取引等費用		6,013		2,430		
その他の役員費用		6,013		2,430		
その他の業務費用		9,160		1,144		
外国為替売却損		8,324		756		
債券発行費償却		641		255		
その他の業務費用		194		132		
営業経常費用		26,948		15,239		
その他の経常費用		282		41,971		
貸倒引当金繰入額		-		41,970		
株式等償却		282		-		
その他の経常費用		-		1		
経常利益		229,522	37.38	62,159	25.82	
特別利益		45,238	7.37	8,710	3.62	
固定資産処分益		18		18		
貸倒引当金戻入益		23,289		-		
償却債権取立益		1,930		1,941		
政府交付金収入		20,000		6,750		
特別損失		166	0.03	4,807	2.00	
固定資産処分損		166		232		
債務履行引受契約関連損		-		4,575		
当期純利益		274,594	44.72	66,062	27.44	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	7,231,508	8,217,008	745,236	166,062	98,273	813,025	9,030,033	1,122	1,122	9,028,911
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	159,064	159,064	-	-	-	-	159,064	-	-	159,064
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	35,139	-	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	139,401	139,401	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	274,594	274,594	274,594	-	-	274,594
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	159,064	159,064	35,139	139,401	64,914	239,455	398,519	33,338	33,338	431,857
平成20年3月31日残高	985,500	7,390,572	8,376,072	780,375	305,464	33,359	1,052,480	9,428,552	32,215	32,215	9,460,768

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	7,390,572	8,376,072	780,375	305,464	33,359	1,052,480	9,428,552	32,215	32,215	9,460,768
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	20,000	-	-	-	-	20,000	-	-	20,000
海外経済協力 勘定資本金増減	-	66,200	66,200	-	-	-	-	66,200	-	-	66,200
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	28,830	-	28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	28,830	28,830	28,830	-	-	28,830
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	182,333	182,333	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	66,062	66,062	66,062	-	-	66,062
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	66,200	86,200	28,830	182,333	173,931	37,232	123,432	22,019	22,019	145,451
平成20年9月30日残高	1,005,500	7,456,772	8,462,272	809,205	487,797	207,290	1,089,712	9,551,985	54,235	54,235	9,606,220

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

【キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	274,594	66,062
減価償却費	2,062	1,129
貸倒引当金の増減()額	29,124	41,970
賞与引当金の増減()額	7	9
退職給付引当金の増減()額	1,035	75
資金運用収益	587,965	236,891
資金調達費用	342,088	117,788
有価証券関連損益()	14,155	73
為替差損益()	310	653
有形固定資産処分損益()	148	213
貸出金の純増()減	1,203,323	106,086
債券の純増減()	77,719	159,475
借入金の純増減()	1,122,639	415,840
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	34,880	2,859
資金運用による収入	604,355	248,704
資金調達による支出	350,242	116,067
その他	563,685	116,952
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,285	119,089
. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	220	10,802
有価証券の売却等による収入	19,701	14
有形固定資産の取得による支出	673	631
無形固定資産の取得による支出	1,786	1,365
有形固定資産の売却による収入	25	16
無形固定資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,047	12,767
. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	159,064	86,200
国庫納付の支払額	35,681	11,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	123,382	74,527
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
. 現金及び現金同等物の増減額	13,143	57,329
. 現金及び現金同等物の期首残高	98,692	111,835
. 現金及び現金同等物の期末残高 1	111,835	54,506

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p>
	<hr/>	<p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 繰延資産の処理方法	<p>債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。</p>	同 左
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,642百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,442百万円であります。</p>

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>
7. リース取引の 処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
8. ヘッジ会計の 方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段----金利スワップ ヘッジ対象----貸出金、借入金、債券 ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワッ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	第9期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第10期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	<p>ブ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>	同 左
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は80百万円、「無形固定資産」中のリース資産は3百万円、「その他負債」中のリース債務は87百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<hr/>	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務にそれぞれ継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 35,877 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 109,805 百万円及び海外経済協力勘定 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 42,820 百万円及び海外経済協力勘定 139,647 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 188,504 百万円及び海外経済協力勘定 213,015 百万円あります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 35,877 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 109,166 百万円及び海外経済協力勘定 73,367 百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 107,940 百万円及び海外経済協力勘定 668,789 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 252,985 百万円及び海外経済協力勘定 742,156 百万円あります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>ベ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 334,826 百万円、海外経済協力勘定 1,228,905 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 8,806 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 5,220 百万円)、海外経済協力勘定 139,647 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 63,663 百万円)となっております。</p> <p>7 .平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、国際金融等勘定 4,922 百万円、海外経済協力勘定 96,645 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 担保に供している資産はありません。</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承</p>	<p>ベ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 329,555 百万円、海外経済協力勘定 1,222,583 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 74,571 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 71,149 百万円)、海外経済協力勘定 668,789 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 528,995 百万円)となっております。</p> <p>7 .平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 20 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 20 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、国際金融等勘定 3,700 百万円、海外経済協力勘定 72,484 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 同 左</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,086,649 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,129 百万円</p> <p>12. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,661 百万円を資産計上しております。</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<p>諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,207,682 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,052 百万円</p> <p>12. 同 左</p> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 3,503 百万円を資産計上しております。</p>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)												
第 7 回国際協力銀行債券	60,000												
第 9 回国際協力銀行債券	50,000												
第 11 回国際協力銀行債券	50,000												
銘 柄	譲渡金額(百万円)												
第 11 回国際協力銀行債券	50,000												

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 20,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p>	<p>1. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 6,750 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>2. 第 9 回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。</p>

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)												
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">307,253 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金</td> <td style="text-align: right;">195,418 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>111,835 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	307,253 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金	195,418 百万円	現金及び現金同等物	<u>111,835 百万円</u>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成 20 年 9 月 30 日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">247,064 百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金</td> <td style="text-align: right;">192,558 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>54,506 百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	247,064 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金	192,558 百万円	現金及び現金同等物	<u>54,506 百万円</u>
現金預け金勘定	307,253 百万円												
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金	195,418 百万円												
現金及び現金同等物	<u>111,835 百万円</u>												
現金預け金勘定	247,064 百万円												
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金	192,558 百万円												
現金及び現金同等物	<u>54,506 百万円</u>												

(リース取引関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 600 百万円 その他 832 百万円 合計 1,433 百万円 減価償却累計額相当額 動産 333 百万円 その他 516 百万円 合計 850 百万円 期末残高相当額 動産 267 百万円 その他 316 百万円 合計 583 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 207 百万円 1 年超 383 百万円 合計 590 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 344 百万円 減価償却費相当額 329 百万円 支払利息相当額 12 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 713 百万円 無形固定資産 951 百万円 合計 1,665 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 352 百万円 無形固定資産 552 百万円 合計 905 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 361 百万円 無形固定資産 398 百万円 合計 760 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 194 百万円 1 年超 565 百万円 合計 760 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 176 百万円 減価償却費相当額 167 百万円 支払利息相当額 5 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	104,491
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,934
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	1,334

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	114,302
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,934
非上場外国株式	9,767
その他の非上場国内証券	226
その他の非上場外国証券	1,374

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年3月31日現在)

(金額単位 : 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

・ 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		922
合計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	23,876	24,164
年金資産 (B)	6,661	7,025
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	17,215	17,139
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	17,215	17,139
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	17,215	17,139

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	852	426
利息費用	466	238
期待運用収益	108	49
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	1,003	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	2,214	614

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

- 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。
- 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】
第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要	
有形固定資産	建物			25,802	15,213	366	10,588		
	土地			12,551			12,551		
	リース資産			81	1	1	80		
	建設仮勘定			170			170		
	その他の有形固定資産			4,974	3,836	123	1,137		
	計			43,580	19,052	491	24,527		
無形固定資産	ソフトウェア			8,550	3,900	637	4,650		
	リース資産			3	0	0	3		
	その他の無形固定資産			402	64	0	337		
	計			8,956	3,965	638	4,990		
繰延資産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計		2,053,373	2,212,393				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務

下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	6,972,186	6,556,346	1.54		
財政融資資金借入金	6,956,106	6,546,750	1.54	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.08	平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	22	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	64	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,463,008	699,121	807,171	830,468	550,003

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	52,330	90,243	-	52,330	90,243	
個別貸倒引当金	140,610	3	-	-	140,613	
うち非居住者向け債権	140,610	3	-	-	140,613	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948	-	10,894	14,948	
賞与引当金	1,035	1,025	1,035	-	1,025	
計	204,870	106,220	1,035	63,224	246,830	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末(平成20年9月30日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 192,558 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 108,191 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 209 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 22,697 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 2,105 百万円その他であります。

(3) その他

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

独立行政法人 国際協力機構

理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅原 和信



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

茂木 哲也



当監査法人は、「財務諸表等(民間会計基準)」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、国際金融等勘定貸借対照表、国際金融等勘定損益計算書、国際金融等勘定株主資本等変動計算書、国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書及び国際金融等勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【国際金融等勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	305,395	3.37	242,997	2.68
現 預 け 金	5		3	
有 価 証 券	305,389		242,993	
株 式	790	0.01	10,707	0.12
そ の 他 の 証 券	12		12	
貸 出 金	777		10,694	
証 書 貸 付	6,662,680	73.62	6,810,466	75.23
そ の 他 の 資 産	6,662,680		6,810,466	
前 払 費 用	221	7.06	515,226	5.69
未 収 収 入	64,113		139	
融 派 生 商 品	553,945		53,245	
概 算 国 庫 納 付 金	20,661		458,049	
そ の 他 の 資 産	219		3,503	
有 形 固 定 資 産	11	0.20	17,872	0.20
建 物	7,770		7,650	
土 地	9,556		9,334	
一 入 資 産	-		49	
建 設 仮 勘 定	22		123	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	692		713	
無 形 固 定 資 産	2,642	0.03	3,094	0.03
ソ フ ト ウ ェ ア	1,907		2,883	
リ ー ス 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	735		209	
債 券 繰 延 資 産	1,145	0.01	1,267	0.01
債 券 発 行 費	1,145		1,267	
支 払 承 諾 見 返	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
貸 倒 引 当 金	116,226	1.28	126,312	1.40
資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

(負債及び純資産の部)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 10	2,053,373	22.69	2,212,393	24.44
債 券 発 行 高	2,053,373		2,212,393	
借 用 金	3,665,483	40.50	3,442,084	38.02
借 入 金	3,665,483		3,442,084	
そ の 他 の 負 債	42,797	0.47	44,992	0.49
未 払 費 用	33,039		35,472	
前 受 収 入	6,367		6,051	
融 派 生 商 品	1,885		1,286	
リ ー ス 債	-		54	
そ の 他 の 負 債	1,504		2,127	
賞 与 引 当 金	641	0.01	635	0.01
退 職 給 付 引 当 金	10,673	0.12	10,626	0.12
支 払 承 諾	1,536,922	16.98	1,577,509	17.43
負 債 の 部 合 計	7,309,891	80.77	7,288,241	80.51
株 主 資 本	1,708,446	18.88	1,710,351	18.89
国 際 金 融 等 勘 定 資 本 金	985,500		1,005,500	
利 益 剰 余 金	722,946		704,851	
そ の 他 利 益 剰 余 金	722,946		704,851	
国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金	780,375		809,205	
繰 越 利 益 剰 余 金	57,429		104,353	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	32,215	0.35	54,235	0.60
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,215		54,235	
純 資 産 の 部 合 計	1,740,661	19.23	1,764,586	19.49
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,050,552	100.00	9,052,828	100.00

【国際金融等勘定損益計算書】

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	351,719	100.00	123,854	100.00		
資金運用収益	340,867		120,386			
貸出金利	329,238		118,156			
預け金利	11,629		2,230			
役員取引等収益	10,597		3,224			
その他の役員収益	10,597		3,224			
その他の業務収益	113		165			
外国為替売買益	-		-			
金融派生商品収益	113		165			
その他の経常収益	140		78			
その他の経常収益	140		78			
経常費用	301,338	85.68	110,358	89.10		
資金調達費用	273,771		88,863			
債券利息	63,463		33,844			
借入金利息	64,297		25,623			
金利スワップ支払利息	146,010		29,395			
役員取引等費用	1,838		781			
その他の役員費用	1,838		781			
その他の業務費用	8,939		1,122			
外国為替売買損	8,103		734			
債券発行費償却	641		255			
金融派生商品費用	-		-			
その他の業務費用	194		132			
営業経常費用	16,789		9,502			
その他の経常費用	-		10,087			
貸倒引当金繰入額	-		10,086			
その他の経常費用	-		1			
経常利益	50,380	14.32	13,496	10.90		
特別利益	13,673	3.89	1,942	1.57		
固定資産処分益	8		8			
貸倒引当金戻入益	11,749		-			
償却債権取立益	1,915		1,934			
特別損失	118	0.03	4,703	3.80		
固定資産処分損	118		128			
債務履行引受契約関連損	-		4,575			
当期純利益	63,935	18.18	10,735	8.67		

【国際金融等勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	985,500	745,236	51,086	694,149	1,679,649	1,122	1,122	1,678,527
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	35,139	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
当期純利益	-	-	63,935	63,935	63,935	-	-	63,935
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	33,338	33,338	33,338
事業年度中の変動額合計	-	35,139	6,343	28,796	28,796	33,338	33,338	62,134
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	985,500	780,375	57,429	722,946	1,708,446	32,215	32,215	1,740,661
事業年度中の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	20,000	-	-	-	20,000	-	-	20,000
国際金融等勘定 準備金繰入	-	28,830	28,830	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	28,830	28,830	28,830	-	-	28,830
当期純利益	-	-	10,735	10,735	10,735	-	-	10,735
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	22,019	22,019	22,019
事業年度中の変動額合計	20,000	28,830	46,924	18,094	1,905	22,019	22,019	23,925
平成20年9月30日残高	1,005,500	809,205	104,353	704,851	1,710,351	54,235	54,235	1,764,586

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。

【国際金融等勘定キャッシュ・フロー計算書】

(金額単位:百万円)

期 別	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
科 目		
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	63,935	10,735
減価償却費	1,356	741
貸倒引当金の増減()額	13,835	10,086
賞与引当金の増減()額	4	6
退職給付引当金の増減()額	642	47
資金運用収益	340,867	120,386
資金調達費用	273,771	88,863
有価証券関連損益()	13	1
為替差損益()	133	628
有形固定資産処分損益()	110	120
貸出金の純増()減	1,225,825	147,785
債券の純増減()	77,719	159,475
借入金の純増減()	714,540	223,399
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	35,466	5,648
資金運用による収入	353,333	131,004
資金調達による支出	281,881	86,853
その他	563,731	117,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,430	53,438
. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	187	10,546
有価証券の売却等による収入	82	-
有形固定資産の取得による支出	417	375
無形固定資産の取得による支出	1,107	846
有形固定資産の売却による収入	12	128
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,618	11,639
. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	-	20,000
国庫納付の支払額	35,681	11,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,681	8,327
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	80,129	56,749
. 現金及び現金同等物の期首残高	31,122	111,251
. 現金及び現金同等物の期末残高 1	111,251	54,501

【重要な会計方針】

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「 <u>「</u> 其他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法	債券発行費は、債券の償還期限までの期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日以前に発行した債券に係る債券発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき3年間の均等償却を行っております。	同 左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担

	第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	<p>保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,642 百万円であります。</p>	<p>保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,442 百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異: その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>
8. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段----金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象----貸出金、借用金、債券</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p style="text-align: center;">第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 49 百万円、「無形固定資産」中のリース資産は 1 百万円、「その他負債」中のリース債務は 54 百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p style="text-align: center;">第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)</p>
<hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p>国際協力銀行は、平成 20 年 10 月 1 日をもって解散し、国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務に継承されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,805 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 42,820 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 188,504 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年度末時点で、</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 35,877 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 109,166 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 107,940 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 252,985 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 20 年度末時点で、</p>

第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、334,826百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、8,806百万円(うち繰延べ対象元本残高は5,220百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年3月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、4,922百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8.担保に供している資産はありません。</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,282,848百万円であります。</p> <p>10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、329,555百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、74,571百万円(うち繰延べ対象元本残高は71,149百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年9月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、3,700百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,431,627百万円であります。</p> <p>10.下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)		第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)														
第 7 回国際協力銀行債券	60,000														
第 9 回国際協力銀行債券	50,000														
第 11 回国際協力銀行債券	50,000														
銘 柄	譲渡金額(百万円)														
第 11 回国際協力銀行債券	50,000														
<p>1 1 . 有形固定資産の減価償却累計額 14,491 百万円</p> <p>1 2 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を積み立てております。</p> <p>1 3 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,661 百万円を資産計上しております。</p>		<p>1 1 . 有形固定資産の減価償却累計額 14,459 百万円</p> <p>1 2 . 同 左</p> <p>1 3 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 3,503 百万円を資産計上しております。</p>													

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
—————	1. 第 9 回国際協力銀行債券を対象としたデット・アサンプション契約に関連して発生した損失であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 3 月 31 日現在	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 9 月 30 日現在
現金預け金勘定 305,395 百万円	現金預け金勘定 242,997 百万円
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 194,143 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金 188,495 百万円
<u>現金及び現金同等物 111,251 百万円</u>	<u>現金及び現金同等物 54,501 百万円</u>

(リース取引関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
_____	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 372 百万円 その他 516 百万円 合計 888 百万円 減価償却累計額相当額 動産 206 百万円 その他 320 百万円 合計 527 百万円 期末残高相当額 動産 165 百万円 その他 195 百万円 合計 361 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 128 百万円 1 年超 237 百万円 合計 366 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 213 百万円 減価償却費相当額 204 百万円 支払利息相当額 7 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 442 百万円 無形固定資産 589 百万円 合計 1,032 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 218 百万円 無形固定資産 342 百万円 合計 561 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 224 百万円 無形固定資産 247 百万円 合計 471 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 120 百万円 1 年超 350 百万円 合計 471 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 109 百万円 減価償却費相当額 103 百万円 支払利息相当額 3 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	790
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	222
その他の非上場外国証券	554

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

		金額
満期保有目的の債券		-
	非上場外国債券	-
その他有価証券		10,707
	非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	12
	非上場外国株式	9,767
	その他の非上場国内証券	226
	その他の非上場外国証券	701

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

(2) 取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

(4) 上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額(平成20年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	24,138	730
通貨スワップ	36,129	7,845
先物外国為替予約	12	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		1,240
合計	60,280	7,335

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

・ 当事業年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 取引の状況に関する事項

（1）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しております。

（2）取引内容

当行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っております。

（3）金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクであります。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクであります。

（4）上記リスクに対する当行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しております。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されております。

金融派生商品等信用リスク額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	26,666	684
通貨スワップ	37,221	6,211
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットイングによる信用リスク削減効果		922
合 計	63,903	5,973

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものであります。

2. 取引の時価等に関する事項

（1）金利関連取引（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

（注）ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	14,803	14,982
年金資産 (B)	4,130	4,355
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	10,673	10,626
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	10,673	10,626
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	10,673	10,626

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	528	264
利息費用	289	147
期待運用収益	67	30
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	622	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	1,373	380

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	建物				19,102	11,452	265	7,650	
	土地				9,334			9,334	
	リース資産				50	1	1	49	
	建設仮勘定				123			123	
	その他の有形固定資産				3,719	3,005	78	713	
	計				32,331	14,459	345	17,872	
無形固定資産	ソフトウェア				5,301	2,418	395	2,883	
	リース資産				2	0	0	1	
	その他の無形固定資産				274	64	0	209	
	計				5,578	2,483	396	3,094	
繰延資産	債券発行費	2,290	377	485	2,181	914	255	1,267	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証付 日本輸出入銀行 第40次債券	平成9年6月	百万円 48,230 (EUR304,898千)	百万円 - -	% 5.750	一般担保	平成20年6月	
政府保証付 国際協力銀行 第1、6～17次債券	平成11年11月～ 平成20年6月	975,428 (USD 6,892,104千) (EUR 1,750,000千) (THB 3,000,000千)	1,062,662 (USD 8,386,091千) (EUR 1,250,000千) (THB 3,000,000千)	3.375～ 7.000	一般担保	平成21年11月～ 平成28年3月	
国際協力銀行債券 第2、4、6、8～10、 12～31回債券	平成13年10月～ 平成20年6月	1,029,715 (JPY 1,029,715百万)	1,149,730 (JPY 1,149,730百万) [99,997]	0.540～ 2.090	一般担保	平成20年12月～ 平成37年12月	
合計		2,053,373	2,212,393				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
99,997	317,782	253,423	227,603	439,300

4. 債券の信託型デット・アサンプション(債務履行引受契約)に係る偶発債務
 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しています。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去していますが、同債券の債権者に対する債券償還義務は債券償還時まで存続します。

銘柄	譲渡金額(百万円)
第11回国際協力銀行債券	50,000

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,665,483	3,442,084	1.39		
財政融資資金借入金	3,649,403	3,432,488	1.39	平成20年12月～	
旧簡易生命保険資金借入金	16,080	9,596	2.07	平成30年6月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	13	-	-	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	40	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,066,204	296,996	427,834	482,756	222,037

4. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	15,041	21,070		15,041	21,070	
個別貸倒引当金	90,290	3			90,293	
うち非居住者向け債権	90,290	3			90,293	
特定海外債権引当勘定	10,894	14,948		10,894	14,948	
賞与引当金	641	635	641		635	
計	116,867	36,658	641	25,935	126,948	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末(平成20年9月30日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 54,497 百万円及び他の銀行への預け金 188,495 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 51,911 百万円その他であります。

その他の資産 未収金 0 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 9,397 百万円、未払債券利息 25,788 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 1,991 百万円その他であります。

(3) その他


該当事項なし


独立監査人の監査報告書


平成20年12月22日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 

当監査法人は、「財務諸表等(民間会計基準)」に揚げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定株主資本等変動計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継された。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【海外経済協力勘定貸借対照表】

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	1,858	0.02	4,067	0.04
現 預 け 金	3		4	
有 価 証 券	103,701	0.94	103,594	0.94
株 式	102,921		102,921	
そ の 他 の 証 券	779		673	
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	10,962,845	99.23	10,921,146	99.50
証 書 貸 付	10,962,845		10,921,146	
そ の 他 資 産	58,897	0.53	58,548	0.53
前 払 費 用	369		340	
未 収 入 益	57,714		56,543	
そ の 他 の 資 産	813		1,664	
有 形 固 定 資 産 10	6,496	0.06	6,655	0.06
建 物	3,155		2,938	
土 地	2,994		3,216	
一 入 資 産	-		30	
建 設 仮 勘 定 資 産	13		46	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	332		423	
無 形 固 定 資 産	1,618	0.01	1,895	0.02
ソ フ ト ウ ェ ア	1,168		1,767	
リ ー ス 資 産	-		1	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	449		127	
貸 倒 引 当 金	87,609	0.79	119,492	1.09
資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第9期末 (平成20年3月31日)		第10期末 (平成20年9月30日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
借 用 金	3,306,703	29.93	3,114,262	28.37
借 入 金	3,306,703		3,114,262	
そ の 他 負 債	14,062	0.13	13,617	0.13
未 払 費 用	13,738		13,470	
一 入 債	-		33	
そ の 他 の 負 債	324		114	
賞 与 引 当 金	393	0.00	389	0.00
退 職 給 付 引 当 金	6,541	0.06	6,512	0.06
負 債 の 部 合 計	3,327,701	30.12	3,134,782	28.56
株 主 資 本	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
海外経済協力勘定資本金	7,390,572		7,456,772	
利 益 剰 余 金 11	329,534		384,861	
そ の 他 利 益 剰 余 金	329,534		384,861	
海外経済協力勘定積立金	305,464		487,797	
繰 越 利 益 剰 余 金	24,069		102,936	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	7,720,106	69.88	7,841,633	71.44
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,047,808	100.00	10,976,416	100.00

[海外経済協力勘定損益計算書]

(金額単位:百万円)

科目	期別		第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	262,296	100.00	116,879	100.00		
資金運用収益	247,097		116,505			
貸出金利	231,875		112,105			
有価証券利息配当	15,014		4,264			
預け金利息	207		135			
役員取引等収益	669		324			
その他の役員収益	669		324			
その他の業務収益	-		-			
外国為替売買益	-		-			
その他の経常収益	14,530		49			
株式等売却益	14,307		-			
その他の経常収益	222		49			
経常費用	83,154	31.70	68,216	58.36		
資金調達費用	68,317		28,924			
借入金利息	68,317		28,924			
役員取引等費用	4,174		1,649			
その他の役員費用	4,174		1,649			
その他の業務費用	220		22			
外国為替売買損	220		22			
営業経費	10,159		5,736			
その他の経常費用	282		31,883			
貸倒引当金繰入額	-		31,883			
株式等償却	282		-			
経常利益	179,141	68.30	48,662	41.64		
特別利益	31,565	12.03	6,788	5.81		
固定資産処分益	10		30			
貸倒引当金戻入	11,539		-			
償却債権取立	15		7			
政府交付金収入	20,000		6,750			
特別損失	48	0.02	124	0.11		
固定資産処分	48		124			
当期純利益	210,658	80.31	55,326	47.34		

【海外経済協力勘定株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高	7,231,508	166,062	47,187	118,875	7,350,383	-	7,350,383
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	159,064	-	-	-	159,064	-	159,064
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	139,401	139,401	-	-	-	-
当期純利益	-	-	210,658	210,658	210,658	-	210,658
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	159,064	139,401	71,257	210,658	369,722	-	369,722
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日残高	7,390,572	305,464	24,069	329,534	7,720,106	-	7,720,106
事業年度中の変動額							
海外経済協力 勘定資本金増減	66,200	-	-	-	66,200	-	66,200
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	182,333	182,333	-	-	-	-
当期純利益	-	-	55,326	55,326	55,326	-	55,326
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	66,200	182,333	127,006	55,326	121,526	-	121,526
平成20年9月30日残高	7,456,772	487,797	102,936	384,861	7,841,633	-	7,841,633

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

科 目	期 別	
	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	210,658	55,326
減価償却費	705	388
貸倒引当金の増減()額	15,288	31,883
賞与引当金の増減()額	2	3
退職給付引当金の増減()額	393	28
資金運用収益	247,097	116,505
資金調達費用	68,317	28,924
有価証券関連損益()	14,142	72
為替差損益()	177	25
有形固定資産処分損益()	37	93
貸出金の純増()減	22,502	41,699
借入金の純増減()	408,099	192,441
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	585	2,788
資金運用による収入	251,022	117,699
資金調達による支出	68,361	29,214
その他	45	782
営業活動によるキャッシュ・フロー	244,715	65,651
. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32	256
有価証券の売却等による収入	19,619	14
有形固定資産の取得による支出	255	449
無形固定資産の取得による支出	678	518
有形固定資産の売却による収入	13	81
無形固定資産の売却による収入	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,666	1,128
. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	159,064	66,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,064	66,200
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	66,985	579
. 現金及び現金同等物の期首残高	67,569	583
. 現金及び現金同等物の期末残高 1	583	4

【重要な会計方針】

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引はありません。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 その他：2年～20年</p> <hr/> <hr/>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p>

	第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
	_____	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を	(3) 退職給付引当金 同 左

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左

【会計方針の変更】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は30百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1百万円、「その他負債」中のリース債務は33百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【重要な後発事象】

<p>第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>国際協力銀行は、平成20年10月1日をもって解散し、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構の有償資金協力業務に承継されております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第 9 期末 (平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 139,647 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 213,015 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 73,367 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 668,789 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 742,156 百万円あります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は I M F (国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国</p>

第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
<p>政府等に対する債権のうち、平成19年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,228,905百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、139,647百万円(うち繰延べ対象元本残高は63,663百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年3月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は96,645百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8.担保に供している資産はありません。</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は3,803,800百万円であります。</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 4,637百万円</p> <p>11.利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第44条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p>	<p>政府等に対する債権のうち、平成20年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,222,583百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、668,789百万円(うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円)となっております。</p> <p>7.平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しております。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成20年9月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は72,484百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9.当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は3,776,054百万円であります。</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 4,593百万円</p> <p>11.利益剰余金について 同 左</p>

(損益計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 20,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。	1 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 6,750 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 9 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	第 10 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 3 月 31 日現在	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 20 年 9 月 30 日現在
現金預け金勘定 1,858 百万円	現金預け金勘定 4,067 百万円
<u>当座預け金(日銀を除く) 1,275 百万円</u>	<u>当座預け金(日銀を除く) 4,063 百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>583 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>4 百万円</u>

(リース取引関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 動産であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 228 百万円 その他 316 百万円 合計 544 百万円 減価償却累計額相当額 動産 126 百万円 その他 196 百万円 合計 323 百万円 期末残高相当額 動産 101 百万円 その他 120 百万円 合計 221 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 78 百万円 1年超 145 百万円 合計 224 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 130 百万円 減価償却費相当額 125 百万円 支払利息相当額 4 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 271 百万円 無形固定資産 361 百万円 合計 632 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 133 百万円 無形固定資産 210 百万円 合計 343 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 137 百万円 無形固定資産 151 百万円 合計 288 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 74 百万円 1年超 214 百万円 合計 289 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 66 百万円 減価償却費相当額 63 百万円 支払利息相当額 2 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前事業年度

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(金額単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	18,567	14,307	-

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

(金額単位: 百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,701
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	779

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成20年3月31日現在)
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)
該当ありません。

・ 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当ありません。
6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

（金額単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103,594
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	102,921
非上場外国株式	0
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	673

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
9. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

- ・ 前事業年度（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
- ・ 当事業年度（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
退職給付債務 (A)	9,073	9,182
年金資産 (B)	2,531	2,669
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,541	6,512
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	6,541	6,512
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	6,541	6,512

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
勤務費用	324	161
利息費用	177	90
期待運用収益	41	18
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	381	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	841	233

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第9期末 (平成20年3月31日)	第10期末 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

・ 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

・ 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

【附属明細表】

第10期(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1.有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引期末残 高	摘要
有形 固定 資産	建物				6,699	3,761	100	2,938	
	土地				3,216			3,216	
	リース資産				31	0	0	30	
	建設仮勘定				46			46	
	その他の有形固 定資産				1,254	830	45	423	
	計				11,248	4,593	145	6,655	
無形 固定 資産	ソフトウェア				3,249	1,482	242	1,767	
	リース資産				1	0	0	1	
	その他の無形固 定資産				127			127	
	計				3,377	1,482	242	1,895	

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	3,306,703	3,114,262	1.7		
財政融資資金借入金	3,306,703	3,114,262	1.7	平成21年11月～ 平成45年5月	
1年以内に返済予定のリース債務	-	8	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	24	-	平成24年6月～ 平成24年8月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	396,804	402,125	379,337	347,712	327,966

3. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
一般貸倒引当金	37,289	69,172		37,289	69,172	
個別貸倒引当金	50,319				50,319	
うち非居住者向け債権	50,319				50,319	
特定海外債権引当勘定						
賞与引当金	393	389	393		389	
計	88,002	69,562	393	37,289	119,882	

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。
一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第 10 期末 (平成 20 年 9 月 30 日現在) の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 0 円及び他の銀行への預け金 4,063 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 56,280 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 208 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 13,299 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 114 百万円であります。

(3) その他

該当事項なし。

第 6 発行者の参考情報

1. 発行者の参考情報

当機構では、当機構の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・本部に備置 ・インターネット上に掲載
附属明細書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
決算報告書	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
業務報告書(有償資金協力勘定)・事業報告書(一般勘定) (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
国際協力機構年報(和文・英文・西文・仏文) 国際協力銀行年次報告書(和文・英文)	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
「JICA PROFILE」	・本部に備置 ・インターネット上に掲載
ホームページ (上記の資料に加え、国際協力機構関連法令、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報、調査レポート等を掲載。)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jica.go.jp/)

本部住所 : 〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル1階から6階

2. 独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

グローバル化の中で国際社会において経済格差の拡大と貧困の深刻化が進んでおり、環境等地球規模の問題も依然として深刻である。また、冷戦終了後、紛争、特に地域・民族紛争が頻発しており、紛争予防、緊急人道支援、平和の定着と国造りのための努力の重要性は、従来にも増して高まっている。特に平成13年9月11日のテロ以降、欧米諸国が相次いで政府開発援助（以下「ODA」という。）の供与額の増額方針を表明するなど、開発問題に対する国際的関心が高まりつつある。

また、国際社会においては、開発問題への取組において開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が進展している。特に、ミレニアム開発目標は、貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して、国際社会が共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標を設定している。さらに、平和構築支援については一層の強化が求められており、これらは我が国が主導する人間の安全保障の観点からも重要な課題である。同時に、開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援することも重要である。加えて、開発戦略については、援助国・国際機関等が、特に貧困に直接焦点を当てて援助の協調を図る動きも世界的に活発化しつつある。

我が国としても、開発途上国の安定と発展への貢献を通じ、我が国の安全と繁栄を確保するとともに、地球規模課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と繁栄の実現に向けて、「平和協力国家」として責任ある役割を果たす必要がある。

また、我が国ODAの重点を、我が国との経済的社会的結びつきの強いアジア地域に置くことも求められている。さらに、平成20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議で、我が国は、アフリカ向け援助を2012年までに倍増することを表明し、平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは、ミレニアム開発目標の達成に向け、新たな決意表明を行った。我が国は、クールアース・パートナーシップ等を含むこれらの国際公約を着実に達成するとともに、さらなる戦略的重点化を図り、質の高い援助を実施していく必要がある。

他方、我が国の経済・財政の健全な発展が強く求められている現状の下、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持・理解を得る必要が高まってお

り、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。また、国際社会の援助需要に迅速かつ効果的に対応していくという観点からも、我が国のODAを通じた協力を国際的に競争力のあるものとするよう、不断の努力が求められている。

こうした我が国のODAを巡る状況において、ODAを含む海外経済協力の司令塔機能の強化のために平成18年4月に設置された内閣総理大臣を議長とする海外経済協力会議では、我が国のODAを含む海外経済協力に関する重要事項が機動的かつ実質的に審議されてきている。外務省は、引き続きODAの企画立案の調整の中核を担い、外務大臣の下に国際協力企画立案本部を設置し、企画立案機能強化を図っている。

機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援手法法を一元的に実施する我が国のODAの実施機関として、統合効果が最大限発揮されるとともに、国際競争力のある援助が展開できるよう、政府の方針に則り、関係行政機関と連携しつつ、一層質の高い業務の実施に努めなければならない。また機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画及び年度毎の国際協力重点方針等の政府の政策を踏まえ、3つの援手法法間の連携による相乗効果の発現を図るとともに、国別・地域別及び課題別アプローチのさらなる強化に努め、政府の案件採択に資するよう具体的な案件形成のために重要な役割を果たさなければならない。加えて機構は、事業の透明性を一層高め、事業の合理化を進めるとともに、一貫した事業の評価を行っていかなければならない。

さらに機構は、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている状況を踏まえ、NGOをはじめ、地方自治体、大学、経済界等幅広い国民層からの主体的な国際協力への参加を促進するとともに、国民の理解を深めるために広報・情報公開や開発教育を充実させていく必要がある。また機構は、国際協力に参画する人材の育成・確保に努めていかなければならない。

加えて機構は、政府が行う政策の企画・立案に資するよう、主務大臣に事業実績に基づき適宜報告するものとする。

以上の認識を踏まえ、機構は、我が国のODAの実施機関として、本中期目標に従い、独立行政法人化の趣旨を十分踏まえて、効率的かつ効果的な業務を行うものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、業務の運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。

(1) 組織運営における機動性の向上

機構は、開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に

対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また機構は、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて機構は、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに機構は、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを促進する。

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。

(ロ) 機構は、随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達
の適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））
等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直し
を行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当
性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて機構は、委託先での執行状況をチェ
ックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規
程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ハ) 機構は、中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及
び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由
による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるも
のとして整理される経費を除く。）について、毎事業年度1.3%程度の効率化に努める。

また機構は、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託
事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、中期目標
期間の最終年度において平成18年度比年率3%程度の効率化に努める。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18
年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%
以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 機構は、効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

(ホ) 機構は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。

(2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため機構は、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際機構は、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。

(ロ) 機構は、独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

(ハ) 機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第

59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等も含め情報提供と広報活動の充実を図る。

(ニ) 機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(ヘ) 機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施するものとする。また、機構は、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。

(ii) 機構は、研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また機構は、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて機構は、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。

(iii) 機構は、相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。

(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

(ii) 機構は、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国および機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

(i) 無償資金協力業務については、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

(ii) 機構は、無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の確保に留意し、入札への参加拡大を図り、入札参加業者のインセンティブを高める観点からも、制度改善に資する取組を行う。

(iii) 機構は、積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

(ニ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため機構は、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がけるものとする。

(iii) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支

援を充実させる。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

機構は、本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。

(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効率的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。

(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また機構は、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

機構は、外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力を携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国

際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 機構は、保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 機構は、国際協力に対する国民の参画意識の醸成等の観点から、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に展開するとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用に努める。

(4) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、移住融資債務者に対する為替変動の影響等による債務負担の軽減に関する方策を検討する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。

(2) 人事

機構は効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また機構は、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

(3) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

3. 独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の平成19年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のように定める。

中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行う。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営における機動性の向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上

国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の見直しについて」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率化の実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業

及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

(ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

- 国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。
- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。

(2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される

重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の中で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。
- 事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。

(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

(ニ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影

響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について充分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

(ヘ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。
- 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むこと

により、研修効果を高める。

(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
- 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

(ロ) 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。

- 円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。
- 円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

(ii) 開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

- 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

(i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するも

のについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。

- (ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。
- (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの削減を図る。

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

- (i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、
 - プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
 - ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
 - 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。

- (ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、
 - 幅広い国民の参加が得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
 - 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
 - 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
 - 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供す

る。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。

- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。

(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況

等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、N G Oとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

(1) 予算（人件費の見積を含む。）別表1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(2) 収支計画 別表2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとと

もに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

(3) 資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容

財源

予定額

中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245
計	施設整備資金	9,293

(注記) 金額 (「3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの) については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

(2) 人事に関する計画

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,664人

中期目標期間中の人件費総額見込み (「3. 予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)

64,326百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 (法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行

ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。

(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。

国際協力機構 中期計画（第2期）

予算

別表 1

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

（単位：百万円）

収入	運営費交付金	755,938
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	施設整備資金より受入	9,293
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,520
	計	784,818
支出	一般管理費	57,438
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	55,342
	業務経費	702,998
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	698,998
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	施設整備費	9,293
	計	784,818

〔注1〕 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

〔注2〕 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

〔人件費の見積〕

期間中、64,326百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び、退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定方法〕 ルール方式を採用

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

収支計画

別表 2

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

(単位：百万円)

区別		
費用の部		774,373
	経常費用	774,373
	一般管理費	51,113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,017
	業務経費	702,998
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698,519
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	減価償却費	5,174
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		772,853
	経常収益	772,853
	運営費交付金収益	749,613
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	資産見返運営費交付金戻入	5,087
	資産見返補助金等戻入	87
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	純利益(▲純損失)	▲ 1,520
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,520
	目的積立金取崩額	0
	総利益(▲総損失)	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

中期目標期間：平成19年度～平成23年度

(単位：百万円)

区別		
資金支出		805,622
	業務活動による支出	769,199
	一般管理費	51,113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,017
	業務経費	702,998
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698,519
	受託経費	14,948
	寄附金事業費	140
	投資活動による支出	15,743
	固定資産の取得による支出	15,619
	新規貸付による支出	124
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	5,240
	次期中期目標の期間への繰越金	15,441
資金収入		805,622
	業務活動による収入	774,005
	運営費交付金による収入	755,938
	事業収入	2,979
	受託収入	14,948
	寄附金収入	140
	投資活動による収入	9,691
	固定資産の売却による収入	2,902
	貸付金の回収による収入	6,790
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前中期目標期間よりの繰越金	21,926

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(別紙)

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 一般管理費

C(y) : 基礎的業務費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 特殊要因

F(y) : 事業収入

○一般管理費

各事業年度の一般管理費B(y)は以下の式により決定する。

$B(y) = \text{直前の事業年度における一般管理費 } B(y-1) \times \text{一般管理費の効率化係数 } \alpha \times \text{一般管理費の調整係数 } \sigma 1$

- ・一般管理費の効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・一般管理費の調整係数 $\sigma 1$

法令改正等に伴う業務の改変等の要素を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○基礎的業務費

各事業年度の基礎的業務費C(y)は以下の式により決定する。

$C(y) = \text{直前の事業年度における基礎的業務費 } C(y-1) \times \text{基礎的業務費の効率化係数 } \beta \times \text{基礎的業務費の調整係数 } \sigma 2 \times \text{基礎的業務費の調整係数 } \sigma 3$

- ・基礎的業務費の効率化係数 β

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・基礎的業務費の調整係数 $\sigma 2$

政策的要素に伴う事業量の増減を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・基礎的業務費の調整係数 $\sigma 3$

専門家派遣地域の分布変動等を勘案して措置する単価補正として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○特別業務費 $D(y)$

機構の判断のみで決定あるいは実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○特殊要因 $E(y)$

現時点で予測不可能な事由により時限的に生じる管理的経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

○事業収入 $F(y)$

・事業収入 $F(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + F(y-1) \times \delta$

$F(y-1)$: 直前の事業年度における雑収入。

δ : 収入係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 一般管理費の効率化係数 (0.97 と仮定)

β : 基礎的業務費の効率化係数 (0.987 と仮定)

$\sigma 1$: 一般管理費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\sigma 2$: 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)

$\sigma 3$: 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)

δ : 収入係数 (1.03 と仮定)

以 上